

《研究ノート》

中国における戸籍管理制度の過去と現在

The Past and Present of the Household Registration System in China

張 英 莉

年報 創刊号 2010年12月 (抜刷)

政策科学学会

中国における戸籍管理制度の過去と現在

The Past and Present of the Household Registration System in China

張 英莉

ZHANG, Yingli

Abstract

The objective of this paper is to examine the process by which China's household registration system (the hukou system) was formed, the system's problem areas, and the current status of efforts to reform the system. Approximately half a century has passed since the establishment of the household registration system at the end of the 1950s, and although the system may have been necessary initially in order to achieve the national strategy of giving priority to the development of heavy manufacturing industries, and in order to ensure a stable society and high employment levels, a variety of problems were caused by its introduction. The most serious problem is the dual social structure that arose due to the household registration system. Under the system all Chinese people are classified as rural household registration or urban household registration and the movement of people from rural areas to cities and their movement between cities, particularly from small and medium-sized cities to large cities, is severely restricted so cities and rural areas are divided and farmers are at a disadvantage because they face discrimination in the food supply system, schooling and employment systems, pension and medical care systems, etc. Farmers must overcome huge odds to gain acceptance at a university or join the armed forces and become a commissioned officer if they want to get an urban household registration. They have little hope of getting one by any other method. For the farmers, obtaining an urban household registration is the same as obtaining a large fortune while on the other hand for city residents cancellation of their urban household registration is their greatest fear. Formerly, intellectuals and high-ranking national politicians that had suffered political defeat were exiled to rural areas. Just having to live the same life as the farmers without the protection of the state was considered to be punishment enough and this fact speaks volumes about the large differences in the treatment of city residents and farmers and about the discrimination against farmers, who are second class citizens.

Reform of the household registration system began in 1984. Since then a large number of reform proposals have been formulated and implemented, and changing from a rural household registration to an urban household registration has become possible, although there are conditions attached. This is a major accomplishment of the reforms that have been implemented since the 1980s and was an important step toward breaking down the dual social structure from its foundations. However, it is difficult to escape the feeling that the reform of the household registration system currently under way is no more than a stop-gap measure intended to alleviate China's economic and social contradictions and problems. Going forward, further re-

forms that allow for free migration to the large cities are required. In order for China to become a full-fledged member of the international community, and in order for it to achieve domestic political and social stability and sustained development of its economy, it must completely eliminate disparities in social status between the farmers and the city residents and guarantee everyone the rights that should be enjoyed by all people. Therefore, establishment of a new household registration law is an urgent issue at the present time. (JEL : R13)

Keyword

戸籍制度、改革、流動人口
household registration system, reform, flowing population

I はじめに

現代の中国社会を理解するためには、まず「ヒト」に関する二つの問題を考える必要があるだろう。一つは「一人っ子」政策を中心とする計画出産政策であり、もう一つは戸籍管理制度である。中国の人口管理を支えるこの二つの政策・制度は、長期間にわたって中国で実施され、中国社会に深く浸透し、すべての中国人に関わってきた。両者を比べると、計画出産政策は全国民を対象に、宣伝・教育・説得を立脚地とし、また事後的な奨励・懲罰措置が講じられているのに対して、戸籍管理制度は、農村人口の都市への流入を阻止するために、都市住民への優遇・既得権益の保障と農民への権利の制限を基本原則とし、農民に全く発言権を与えずに、極めて徹底的に実施されてきたのが特徴である。この意味では、戸籍管理制度は計画出産政策以上に中国社会・中国人の生活に大きな影響を与えているといえよう。

戸籍管理制度が始まってから約半世紀経過している。同制度が当初重工業優先発展という国家戦略の達成や社会の安定を図るために必要であったにせよ、それが同時にさまざまな問題を引き起こしたのも事実である。戸籍

制度の負の遺産を解消し、非合理的な部分をなくすために、1980年代から中国の中央・地方政府は一連の改革を試みてきた。その改革には戸籍販売の氾濫など多くの混乱が伴い、改革の歩調も一進一退を余儀なくされたが、顕著な成果があった。本稿は以上の認識に基づいて、中国の戸籍管理制度の形成・変遷および問題点について検討を加え、改革の現状に触れたい。

II 戸籍管理制度の形成過程

1. 1950年代初期の戸籍管理状況

東西冷戦が激しくなる中で誕生した新中国は、国防工業を育成するために重工業優先発展のソ連モデルを導入し、そのための資金源を農業部門に求める戦略を定めた。政府は農産物の「統一買付・統一販売」（農産物買付・販売の国家独占）を通して、食糧等への統制を強め、確保した食糧や豚肉、魚、卵、サラダ油、砂糖などの「副食品」を都市住民に低廉な価格で提供し、これによって、労働者の賃金を低く抑えると同時に、農産物加工品、軽工業品を消費者に高く販売し、その収益を重工業に充てる蓄積構造を作り上げたのである。しかしながら、重工業の発展による雇用機会の拡大が限られているため、農村か

ら都市への急激な人口流入は、都市部の失業者の増加と消費財・社会福祉サービスを提供する国家の財政負担を増大させた。したがって、計画経済システムのもとで、重工業優先発展戦略下の蓄積構造を有効に機能させ、国家の財政負担を軽減し、かつ農業労働力を確保するために、農民を農村に固定し、農村から都市への人口移動を阻止する必要があったのである。その行政的手段が戸籍管理制度にほかならない。

1950年代初期の中国の戸籍管理制度は、人口数の変化や地域内における人口の移動状況を把握することが主な目的であった。当時の戸籍管理には「特殊人員」（反共産党・反人民共和國勢力、台湾に移った国民党の残留分子・スパイなど）に対する管理・監視機能が付加されたが、住居の移動を制限するような内容は見当たらなかった¹⁾。移動の自由に関するこうした考えは1954年憲法からも見出すことができる。54年9月、中国最初の社会主義憲法が採択・公布され、その90条において国民の居住移転の自由が定められた。居住移転の自由を規定する文言が盛り込まれたのは54年憲法のみであり、その後の75年、78年及び82年憲法ではこの条項が削除されている。また、55年6月、国務院は「恒常の戸籍登記制度の確立に関する指示」を通達したが、その主眼は人口の変動状況を把握することであり、人々の移動・移住を制限するものではなかった。翌56年3月、第1回全国戸籍工作会议において、戸籍管理における3つの基本的機能、すなわち①居住者の身分の確認、②人口センサスのための資料提供、③反革命分子及び犯罪者の破壊活動の防止が明記されているが、この時点の方針においても、人口移動を制限する内容はなかった。

しかし、都市部の失業問題の深刻化及び国家財政負担の増大は、戸籍管理制度の性格を大きく変化させ、住民登録という基本的機能のほかに、都市人口の増加を抑制する「特殊的功能」、都市住民に消費財を提供する「付加的機能」が付け加えられるようになったのである。

2. 都市人口の急増と政府規制の開始

1950年代半ばまでの中国では、都市間や都市・農村間の移動は基本的には自由であった。この時期の人口移動は、都市の工業化建設のための労働力需要を背景にした、農村から都市への移動が主流であり、都市から農村への移動はごく限定的であった。総人口に占める都市人口の比率は、1949年の10.6%から52年の12.5%、さらに57年の15.4%に上昇し、57年の都市人口は9,949万人で、49年の1.7倍となった²⁾。この中から都市の自然増加人口数を差し引いても、49～57年に数千万人が農村から都市に流入した計算になる。人口移動の最大の誘因は都市と農村の所得格差であり、工場労働者に対する手厚い社会福祉サービス（家族手当、医療費の半額免除、低廉な家賃および水道光熱費、進学や就職上の優遇措置など）であった。

予想を超えた都市部の人口増加に対して、政府は規制に乗り出し、一連の通達を出した。中でも、特に57年12月中共中央・国務院の連名で発された「農村人口の盲目的流出の制限に関する指示」は厳しい制限が設定された内容となっている³⁾。そして、政府規制における重要な変化は、都市への食糧・副食品の供給を戸籍管理制度とリンクさせることであった。このシステムのもとで、都市住民は公定価格で国家から食糧の配給を受けられるが、

農民は配給の対象から除外され、自らが所属する農業集団組織から食糧を得なければならなくなった。こうした国家による食糧統制は、食糧市場が十分に発達していなかった当時の中国では絶大な効果があり、農村からの移住者は短期間ならともかく、長期的に都市で生活することは事実上不可能となった。

3. 1958年戸口（戸籍）登記条例の制定

——戸籍管理制度の成立

1958年1月、第1期全国人民代表大会常務委員会第91回会議での審議・採択を経て、8日に『中華人民共和国戸口（戸籍）登記条例』（以下『条例』と略す）が公布された。

『条例』は新中国初の戸籍管理法であり、これによって戸籍登録事務の全国的整備・統一が実現された。その後、『条例』は部分的に改正されたものの、今日まで中国の戸籍管理制度の基本法規として機能している。

『条例』では「社会秩序の維持」を法制定の目的としている（第1条）が、農村人口の都市への移動を阻止し、「都市の社会秩序の維持」を図ることにその重点が置かれているため、50年代初頭の「社会秩序の維持」、すなわち、共産党支配に対する抵抗勢力への鎮圧とは明らかにその主旨が異なっている。第10条第2項では「国民は農村から都市に移転する場合、必ず都市労働部門の採用証明書、学校の入学証明書、または都市戸口登記機関の転入許可証明書を持参し、常住地の戸口登記機関に申請し、転出手続きを行わなければならない」と規定しており、さらに「戸籍を申告せず、または偽って申告する場合、戸籍証明書を偽造・譲渡・貸与する場合は法に則って懲罰し、刑事責任を迫及する」等、違反者に対する厳しい処罰事項も設けられてい

る（第20条）⁴⁾。

Ⅲ 戸籍管理制度の問題点

以上の過程を経て、1950年代末～60年代初頭において中国独特の戸籍管理制度が成立した。同制度は新中国の社会秩序の安定と農業労働力の確保に一定の役割を果たしたが、その実施によってさまざまな政治的・社会的問題が引き起こされ、中国における二元社会構造が形成した。

中国の都市と農村における二元社会構造論は郭書田・劉純彬によって提起された。郭・劉の主張は次の通りである。すなわち、戸籍制度及びそれに付随する食糧供給制度、教育・就職制度、住宅・医療などの福祉厚生制度のもとで、都市と農村が分断され（「城郷隔離」）、農民がさまざまな面で差別され、不利益を被ってきた。こうした政策が長期継続的に実施されているため、都市と農村の二元社会構造が形成した⁵⁾。

戸籍制度の管理下では、すべての中国人が「農業戸籍」（農村戸籍）と「非農業戸籍」（都市戸籍）に分類され、約8割の農村人口と約2割の都市人口の間に社会的身分や物質的待遇において大きな違いが生じ、都市部は都市住民のものであり、農民は「二等国民」にすぎないという論理が中国社会に定着した。これによって、農村から都市への移動はもちろんのこと、都市間の移動（特に中・小都市から大都市への移動）も厳しく制限されるようになった。この制度のもとでは、農家の家に生まれた子供は一生農村に住み、農業を営まなければならない、住居・職業を選択する自由がない。また戸籍では、嬰兒は母系に従って登録されるため、母親が農業戸籍なら子も農業戸籍となる。このことが原因となって、

都市戸籍の男性と農村戸籍の女性との結婚は稀であった。農民が都市戸籍を手に入れるのは、数十倍の倍率を勝ち抜いて大学に合格するか、軍隊に入隊して将校になるかのどちらかであり、それ以外の方法はほとんど望めなかった。農民にとって都市戸籍の取得は大きな財産を入手するのと同じであり、都市住民にとって最も恐れているのが都市戸籍の剥奪であった。政治運動で失脚した知識人や国家の幹部たちはかつて「右派分子」、「走資派」のレッテルを貼られ、農村に「下放」（追放）されたが、これは国の手厚い保護から外され、農民と同じ生活をするだけで懲罰になることを示しており、いかに都市住民と農民の待遇が異なり、「二等国民」である農民が差別されていたかを物語っている。1999年重慶で起きた綦江虹橋の崩壊事故への地方政府の対応で示されたように⁶⁾、農民へのこの差別意識はかなり根強く存在し、近年になってもそれは本質的には変わっていない。

IV 戸籍管理制度の改革過程

1. 厳格な制限から緩和へ

戸籍制度の改革は他の諸改革に比べて立ち遅れているが、1980年代半ばより本格的に動き出した。改革の発端は84年の国务院通知であり、「集鎮（町）で工業・商業・サービスを営んでいる農民及びその家族は安定した住所と収入があれば、町への転入を認め、「食糧自弁戸籍」を取得できる」と政府が表明した⁷⁾。農民がこの通知を根拠に取得できるのは自己責任で食糧問題を解決する「非農業戸籍」であり、就学、就職、医療、年金、住居などの社会福祉サービスを受けることができない、「条件付き都市戸籍」であった。しかし、数十年もの間厳しく制限されてきた

農業戸籍から非農業戸籍への変更が、政府によって初めて認可されたことの意義は大きく、中国戸籍管理制度史における画期的な改革であったと評価できる。これにより、86年末までに「食糧自弁戸籍」を取得した農民は454万3,000人に上った⁸⁾。

「食糧自弁戸籍」と同時に、公安部による「暫住証」の発行も行われていた。都市に流入した出稼ぎ労働者（農民工）を管理するために、中国政府は85年より、16歳以上、都市部在住3ヶ月以上の非都市戸籍者を対象に、「暫住証」の交付を始めた。「暫住証」は文字通り「暫定身分証明書」であり、都市の社会秩序を維持するための応急措置という性格が強いが、実際は制限できなくなった労働移動に対する追認であり、「非都市戸籍者が原則として都市に3ヶ月以上滞留してはならない」との規定に対する重大な修正であった。

さらに、84年5月、流動人口の急増、「人戸分離」（戸籍所在地から離れる）現象の拡大に対応するため、北京市は「居民身分証制度」を実験的に施行し始めたが、この制度はまもなく全国に波及した。身分証制度の目的は行政管理を強化し、戸籍制度を補足することにあったが、同制度は戸籍制度と並存することで、戸を単位とする管理から個人を単位とする管理への過渡的役割を果たし、戸籍制度の更なる改革に道を開いたと評価されている⁹⁾。

1990年代以降の戸籍管理制度の改革はさまざまな問題を抱えながらも、80年代の改革と比べて大きく前進した。92年末より国务院を中心に、公安部、国家計画委員会、財政部、農業部、労働部が協力する形で調査・研究が始まり、改革の総体方案（全体プラン）を作成するための準備が進められていた。その結

果、93年6月、「戸籍制度改革についての國務院決定（草案）」が作成され、その中で「戸籍を農業戸籍と非農業戸籍に区別する現行の制度は非科学的なものであり、労働力の合理的流動、中小都市の健全な発展を妨げ、社会主義市場経済の確立と社会の安定を損なっているため、これを改革しなければならない」と明言された。具体的には新しい『中華人民共和国戸籍法』の作成を目標に、農業・非農業戸籍を廃止し、住民戸籍に統一すること、大都市への移住を厳しくコントロールすると同時に、中・小都市への移住を緩和し、最終的には制限を撤廃すること、住宅と安定した収入を移住の条件にすること、戸籍と社会福祉を切り離し、食糧の供給、就学、就職、住宅など戸籍に付随する優遇措置を廃止すること、などが盛り込まれている¹⁰⁾。

90年代改革で注目されているのは、各地方政府による「青色戸籍」（ブルー・マーク戸籍）の発行である。青色戸籍は中国では「藍印戸籍」と呼ばれ、一般の都市戸籍に赤色カバー、赤い印が使われるのに対して、青色戸籍は青色カバーと青い印が使用されているため、この名称が付いたが、「食糧自弁戸籍」、「暫住証」と同じように「現地のみ有効」なのが特徴である。

青色戸籍の取得条件はもっぱら「都市人口増加収容費」の支払いにあるが、大都市では1人当たり10,000元、中小都市・町では3,000元を支払えば、青色戸籍を入手し、市または町への移住が可能となる。この方法を最も早く取り入れた遼寧省内各地方政府の集金は、2000年まで累計18億元に達したといわれている¹¹⁾。また、上海市の場合、「上海市青色戸籍管理の暫定措置」（94年2月実施）によれば、人民幣100万元以上、または米ドル20万

ドル以上の投資者、面積100m²以上の住宅の購入者、上海市内の企業に3年以上雇用されている専門家・技術者は「上海市青色戸籍」を申請することができる¹²⁾。この内容をみれば分かるように、青色戸籍を取得するためには厳しい条件が設定されており、資金もなく、学歴や特技もない人にとって、上海市青色戸籍は高嶺の花である。青色戸籍政策に対して、「富裕層にのみ開放された差別的・特権的な戸籍で」あり¹³⁾、「その存在価値は農村に住みたくないが、都市に住めない人々に臨時的避難所を提供したにすぎない」¹⁴⁾といった批判がある一方、「青色戸籍」は戸籍改革における有効な試みであり、先に豊かになった農民に「受益者負担」の原理による都市建設費を負担させることで、国家の財政難を緩和すると同時に、中国の都市化を促進する有意義な措置であるとの見解もある¹⁵⁾。

戸籍管理制度改革に重要な進展がみられたのは1997年、98年、2001年の政府改革案である。97年に國務院は公安部「小都市戸籍管理制度の改革に関する試行案」、および「農村における戸籍管理制度の改善に関する意見」を認可し、全国に通達した。これによって、小都市に安定した住所と農業以外の収入があり、かつ2年以上都市部で生活した農民は、都市戸籍を取得し、都市住民と同様の社会サービスを受けることができるようになった¹⁶⁾。翌98年、國務院「目下の戸籍管理事業に関するいくつかの際立った問題に対する意見」が公布され、①嬰兒は父母のどちらの戸籍に入籍してもよい、②夫婦別居の場合、配偶者の所在都市に一定期間居住していれば、当都市の戸籍を取得できる、などの内容が追加された¹⁷⁾。この98年規定によって、戸籍の影響で長期間にわたって夫婦別居を強いられ

る、または母親が農村戸籍のため、子も一生農村戸籍から抜け出せないなどの問題が是正された。しかし、大都市、特に北京、上海のような特大都市については、政府は政策の変更には慎重な姿勢を崩していない。続いて2001年、公安部提出の「小都市・鎮（町）における戸籍管理制度改革の推進に関する意見」が認可され、全国に通達された。その主な内容は、①これまでの青色戸籍、地方有効戸籍、食糧自弁戸籍を「城鎮常住戸籍」に統一する、②安定した住所と収入があれば、本人及びその直系親族の戸籍を都市戸籍に変更できる、③農民は請負った土地の経営権を転売できる、④都市への移住者に対して就学、就職等において差別してはならない、⑤むやみに「都市建設費」を徴収してはならない、などとなっている。

こうして、1984年から始まった一連の戸籍制度の改革によって、「中・小都市に限定する」とはいえ、一部の農民はようやく都市戸籍を入手することができるようになり、改革には成果があったといえよう。

2. 改革の最新動向

2010年6月、国務院発展研究センター（国務院直属の政府コンサルティング機関）社会発展研究部副部長貢森は今後の改革に関する研究結果を発表し、改革の基本姿勢を示した。その内容は次のとおりである。今後の戸籍制度改革の重点は新しい人口管理手段の構築と、都市戸籍に付随している権益および社会福祉を切り離すことに置かれる。現在、戸籍に付随している特権は20項目以上に上り、政治的権利、就学・就労上の特権、社会保障関係、計画出産政策、退役軍人の再就職、交通事故による損害賠償など、さまざまな面に及んで

おり、都市戸籍はまさに都市住民の社会福祉を守る道具と化している。いままでの改革は大都市、中小都市にかかわらず、都市戸籍を取得するために投資、住宅の購入、学歴・特技が必須条件として要求されてきたが、これらの条件は本来、国民が享受する基本的権利である。戸籍が金銭とリンクされ、商品化されたことは、すなわち国民のあるべき基本的権利が商品化されているのと同じである。こうした社会の公平・正義に反する風潮は断固として抑制しなければならない。

また、今後の改革は「高門檻、一次性」（厳しい条件を一回でクリアする）から「低門檻、漸進式」（必要な条件を少しずつクリアしていく）への移行が必要である。具体的には改革を二段階に分け、最低限の居住条件を満たしていれば、「居住証」を受領し、都市住民と同等の選挙権、就労権、社会保障加入権、義務教育および最低限の衛生・保健サービスを受ける権利を享受できるようにすることである（第一段階）。だが、被選挙権、最低生活保障、住宅の保障を受けるためには、一定の社会保険加入期間と納税期間が必要である（第二段階）。このほかに、一部の大都市・特大都市において、特殊な職業への就職資格、大学入試資格などが都市戸籍とリンクされているが、これらについては、戸籍管理に取って代わる、より合理的な管理手段が必要である¹⁸⁾。国務院発展研究センターのこうした見解は中央政府の改革方針にどこまで影響するか興味深い。

改革のもう一つの動きはポイント制による都市戸籍の取得である。2010年6月、広東省政府は「農民工のポイント制による都市戸籍取得の指導意見について」を公布し、農民工100万人を目標に、ポイントを貯めて都市戸

籍を取得させる実験を始めた¹⁹⁾。その内容は農民工に対して取得ポイントの基準を設け、一定の点数（原則として60ポイント）を満たしていれば、勤務地または自宅所在地の都市戸籍を取得できるというものである。例えば、学歴・特技については高卒20ポイント、短大卒60ポイント、大卒80ポイント、中級技術者60ポイント、発明による特許権については数百ポイントなどの基準が決まっており、これまでになかった項目として社会貢献活動の内容（地方政府の表彰を受けたら60ポイント、献血一回につき2ポイント、ボランティア活動50時間につき2ポイントなど）も対象とされたが、犯罪歴があれば減点される。金銭（投資・住宅購入）に比べて学歴・技能がより重視され、また個人の努力も認められるのがポイント制の特徴だが、農民に歓迎されるかどうかはまだ不明であり、その行方が注目されよう。

V おわりに

中国の戸籍管理制度改革は1984年国務院通知から25年以上経過しているが、この間、数多くの政府改革案が制定・実施され、地方においてもさまざまな試みがなされ、その結果、農村戸籍から都市戸籍への変更は、条件付きではあるが可能となった。これは戸籍制度改革の顕著な成果であり、二元社会構造を根底から取り崩す重要な一歩となるだろう。しかし、現在進行中の戸籍制度改革は、中国の経済的・社会的矛盾や問題を緩和するための、いわば応急的・事後追認的な措置であるとのイメージが強い。言い換えれば、都市部に移住したい農民の強い願望と、大都市が受け入れられない現実との矛盾を緩和するために、差し当たり多くの小都市や町を作って、農村

移入人口の受け皿として整備するにとどまり、北京などの特大都市では依然として「外来人口」の移入を厳しく制限している。戸籍制度改革の究極の目的はすべての条件を撤廃し、人々に居住・職業選択の自由を与えることではない。今後は大都市・特大都市への自由移住を視野に入れた、一步踏み込んだ改革が求められよう。中国は国際社会への仲間入りを果たすためにも、また国内の政治的・社会的安定と経済の持続的発展を図るためにも、都市住民と農民との身分上の格差を完全になくし、国民が享受すべき権利を保障しなければならない。そのためには新しい戸籍法の制定が緊急課題である。

注

- 1 公安部通達『特殊人員に対する暫定的管理方法について』（1950年8月）、陸益龍『戸籍制度——控制与社会差別』、商務印書館、2003年、114頁、および公安部『都市戸籍管理暫定条例』（1951年7月）、西島和彦「戸籍法」、西村幸次郎編『現代中国法講義』所収、法律文化社、2001年を参照。
- 2 中国国家统计局『中国統計年鑑』1987年版、中国統計出版社、89頁。
- 3 その内容を列挙すると、①「盲流」を制限するため民政部を中心に公安、鉄道、交通、商業、食糧等の諸部門が参加する専門機関を設ける。②鉄道・交通部門は主要な鉄道沿線で厳しくチェックし、農民の流入を阻止する。③民政部は都市や工業地域に流入した農民を農村へ送り返し、彼らの物乞いを厳禁する。④公安機関は戸籍管理を厳格に行い、流入した農民に都市戸籍を与えてはならない。⑤食糧部門は都市戸籍を有しない人に食糧を供給してはならない。⑥都市部のすべての企業は労働者を無断で募集してはならない、などの項目が盛り込まれている。俞徳鵬『城郷社会：从隔離走向開放——中国戸籍制度与戸籍法研究』、山東人民出版社、2002年、18頁。

中国における戸籍管理制度の過去と現在

- 4 中国研究所編『中華人民共和国主要法令集』第2集、1981年11月、63～66頁。
- 5 郭書田・劉純彬『失衡的中国』、河北人民出版社、1990年。
- 6 1999年1月4日、重慶市にある綦江虹橋の崩壊で死者40人、負傷者10人を出す大惨事になったが、遭難者に対する補償金は、都市住民48,000元、農民22,000元であった。『中国青年報』2000年12月19日。
- 7 範天吉主編『中華人民共和国居民身分証法与戸口管理実施手冊』（第一卷）、吉林音像出版社、2003年、188頁。
- 8 張玉林『転換期の中国国家と農民』、農林統計協会、2001年、211頁。
- 9 王新華主編『中国戸籍法律制度研究』中国人民公安大学出版社、2001年、130～135頁を参照。
- 10 範天吉 [2003]、193～4頁、204～5頁。
- 11 曹景椿「藍皮藍印戸口引発的思考」、『人口与経済』1993年第5期、同「關於『藍印戸口』問題的思考」、『人口与経済』2001年第6期を参照。
- 12 『中国檢察報』1994年1月30日、王建民、胡琪編著『中国流動人口』、上海財経大学出版社、1996年、263頁。
- 13 松戸庸子「『離土離郷』と戸籍制度」、熊谷苑子・榊渥俊子・松戸庸子・田嶋淳子編著『離土離郷』、南窓社、2002年所収、19頁。
- 14 張効直「当代中国戸口制度的歴史及現状」、田炳信著『中国第一証件——中国戸籍制度調査手稿』所収、広東人民出版社、2003年、25頁。
- 15 曹景椿 上掲論文。
- 16 王海光「当代中国戸籍制度形成与沿革の宏観分析」、『中共党史研究』、2003年第3期。
- 17 範天吉 上掲書、196頁。
- 18 「国研中心專家称發達地区应接納更多人口落戸」、『中国青年報』2010年6月4日。
- 19 『人民網日本語版』 <http://j.peopledaily.com.cn/home.html> 2010年6月8日、『経済觀察報』2010年6月12日

参考文献

- 郭書田・劉純彬 [1990]『失衡的中国』、河北人民出版社
- 熊谷苑子・榊渥俊子・松戸庸子・田嶋淳子編著 [2002]『離土離郷』、南窓社
- 嚴善平 [2002]『農民国家の課題』、シリーズ現代中国経済第2巻、名古屋大学出版社
- 中国研究所編 [1981]『中華人民共和国主要法令集』第2集
- 張英莉 [2004]「新中国の戸籍管理制度（上）——戸籍管理制度の成立過程」、『埼玉学園大学紀要』経営学部篇、第四号
- 張英莉 [2005]「新中国の戸籍管理制度（下）——戸籍管理制度の改革過程と現状」、『埼玉学園大学紀要』経営学部篇、第五号
- 西村幸次郎編 [2001]『現代中国法講義』、法律文化社
- 範天吉主編 [2003]『中華人民共和国居民身分証法与戸口管理実施手冊』、吉林音像出版社
- 俞德鵬 [2002]『城郷社会：从隔離走向開放——中国戸籍制度与戸籍法研究』、山東人民出版社
- 陸益龍 [2003]『戸籍制度——控制与社会差別』、商務印書館